

（第38号議案）

特別区道路線の認定について

道路法に基づき、下記のとおり、特別区道路線の認定（以下「路線認定」という。）を行う。

記

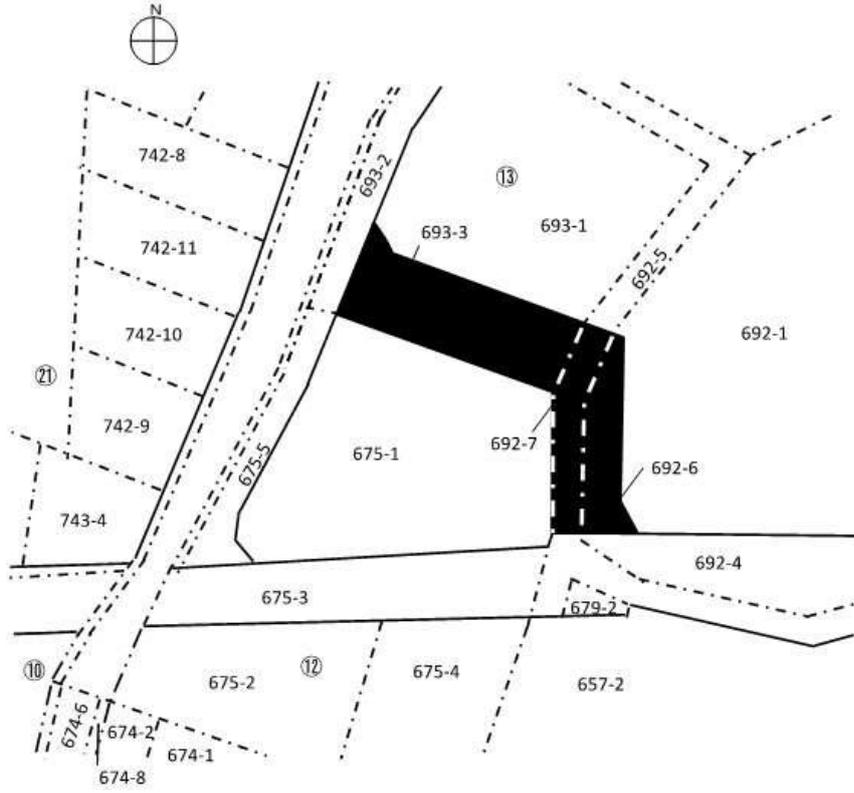
1 路線認定の理由

本路線は、都市計画法第29条の規定に基づく開発行為により整備し、本区に帰属される道路であり、特別区道の路線として認定する必要があるため。

2 路線認定の対象路線

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| ① 路線番号 | 41-910 |
| ② 位置 | 起点 中野区白鷺一丁目693番3
終点 中野区白鷺一丁目692番6 |
| ③ 延長 | 28.87m |
| ④ 幅員 | 6.00m |

中野区白鷺一丁目地内略図



凡 例

	特 別 区 道
	公 共 溝 渠
	地 番 界
	認 定 する 路 線